# 詐欺の撃退法（弁護□ 竹内□和正）

弁護士 竹内 和正

「オレオレ詐欺」「母さん助けて詐欺」「サクラサイト詐欺」「振り込め詐欺」「買え買え詐欺」「劇場型詐欺」「カニカニ詐欺」等々（総称して「特殊詐欺」と言われたりします。）、近年、詐欺は手をかえ品をかえ、被害を拡大し続けています。

例えば、現在、オレオレ詐欺などでは、学校や職場の名簿等を取得した上で、子どもの名前だけではなく、学校名や勤務先、同級生や同僚の名前などをだして信用させようとしてきますし、劇場型詐欺では、複数の業者を装って「ある業者のパンフレットが届いたら教えて欲しい。」などと次々に電話をし、興味を持たせた上で、後日、偶然を装ってそのパンフレットを送付し、信用させようとしてきます。

本当に手口が巧妙化し、被害が深刻化しているため、ほんの一例にすぎませんが、いくつか注意点をお伝えします。

まず、親族などを名乗り電話でお金を要求された場合には、一度電話を切りこちらが把握している番号に折り返し電話するようにしてください。
サイト上のやりとりで「文字化けを解除」するためにお金を払えといわれた場合、未公開株や社債等の購入代金を現金で手渡すように求められたり、エクスパックで現金を送れと言われた場合、会社から勧誘をうけたにも関わらず、送金先が個人名義の口座であった場合、投資関係の勧誘で「絶対に損をすることはない。」といわれた場合、詐欺を疑ってください。
可能であれば、勧誘業者をインターネットで検索することもお勧めします（詐欺業者との情報が出ていることがあります）。

そして、身に覚えのない請求をされてしまったとき、お金を払ってしまった後に詐欺かもしれないと思ったときは、できるだけ早くご家族や各地の消費生活センター、弁護士にご相談ください。
自分に落ち度があったからなどと考え、相談を差し控えるようなことはしないでください。悪いのは１００％だましたほうです。

条件さえ揃ってしまえば、誰でも詐欺被害に遭ってしまう可能性はあります。
皆さんもぜひご注意ください。